

○みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱

平成25年4月26日

告示第46号

改正 平成30年6月1日告示第29号

令和2年7月16日告示第62号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が認めるコミュニティ組織が、自主的かつ主体的に推進するコミュニティ事業に対して、町が予算の範囲内で補助金を交付することについて、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）及び一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、実施要綱に定める事業実施主体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱に定めるコミュニティ助成事業で自治総合センターが助成の対象と決定した事業とする。

(補助対象金額)

第4条 補助金の額は、自治総合センターにおいて決定された金額を基本とし、予算で定められた金額を上限とする。

(事業実施の申出)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、みやこ町コミュニティ助成事業補助金申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）に、事業実施主体の規約、補助対象事業に係る見積書等の写しその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申出書の受付期間は、町長が別に定める期間とする。

3 町長は、第1項の規定による申出書を受理し、補助対象事業が実施要綱の基準に適合していると認めたときは、実施要綱の規定により自治総合センターに助成の申請を

行うものとする。

4 前項の場合において、適合する事業が第3条に規定する事業ごとに複数あるときは、当該申出書の内容を審査し、町長が別に定める方法により優先順位を決め、申請するものとする。

5 町長は、前2項の規定により申請した事業に関し、自治総合センターから採択又は不採択の通知を受けたときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条第5項の規定による採択の通知を受けた事業実施主体は、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付申請書(様式第2号)に補助対象事業に係る事業計画書、見積書等の写し、収支予算資料その他町長が必要と認める資料を添付して、町長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適切であると認めたときは、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請を行った事業実施主体に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた事業実施主体(以下「補助決定団体」という。)が補助事業の内容を変更しようとする場合は、事前にみやこ町コミュニティ助成事業補助金変更承認申請書(様式第4号。以下「変更申請書」という。)に変更内容を説明する資料を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは自治総合センターに変更申請書を提出し、承認を受けるものとする。

3 町長は、自治総合センターの承認が得られた場合に限り、変更承認を行うものとする。

(概算払)

第9条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助決定団体は、みやこ町コミュニティ助成事業補助金概算払請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助決定団体は、補助対象事業の完了後、速やかにみやこ町コミュニティ助成事業実績報告書（様式第6号）に、領収書の写しその他自治総合センターの定める必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う実施調査により当該報告に係る補助対象事業の成果がこの交付決定の内容等に適合すると認めるときは、自治総合センターに実績報告を行うものとする。

（補助金の交付額の確定）

第11条 町長は、自治総合センターから補助金の額の確定通知を受けたときは、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助決定団体に通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定団体は、みやこ町コミュニティ助成事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（取消し）

第13条 町長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（3） その他町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、町長は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（設備、備品の管理及び関係資料の保管）

第14条 補助決定団体は、町が行う補助に係る事業により整備した設備、備品につき善意をもって管理を行わなければならない。また、補助金についての収支を明らかにする資料（以下「関係資料」という。）を整備し、保管しなければならない。

2 補助決定団体は、関係資料について、町から開示の要求があった場合は、これに従わなければならない。

3 設備、備品の管理、及び関係資料の保管の期間については、総務省所管補助金等交

付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に規定される処分制限期間とする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日告示第29号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年7月16日告示第62号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住所 みやこ町
団体名
代表者氏名 ⑩

みやこ町コミュニティ助成事業補助金申出書
(事業)

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 事業実施主体

組織の名称	
所在地 (電話番号)	〒 みやこ町 ()
代表者氏名	
結成年月日	年 月 日
組織の構成員数	人 (年 月現在)

2 事業実施主体の説明

3 補助金申請額（予定）

事業費総額（A）	事業実施主体支出額（B）	補助金申請額（A－B）
円	円	円

4 事業の計画

(1) 事業の名称

(2) 事業の趣旨及び目的

(3) 事業の対象者

(4) 事業の内容

①実施期間（予定） 年 月 日開始～ 年 月 日完了

②実施場所

③実施内容

④収支内訳

(5) 事業の期待できる効果

(6) 事業のスケジュール

①事業を実施（開始）するまでのスケジュール

②実績報告書提出予定 年 月 日

(7) 事業の過去の活動実績

5 連絡責任者

氏名	
電話番号	

6 添付書類

☐ 事業実施主体の規約

☐ 補助対象事業の見積書等の写し

☐ その他町長が必要と認める書類（事業内容に関する資料等）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住所 みやこ町

団体名

代表者氏名 ㊞

みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 対象事業の概要

事業の名称	
事業の実施主体	
事業の内容	
事業の趣旨・目的	

3 添付書類

☐ 事業計画書

☐ 見積書等の写し

☐ 収支予算資料

☐ その他町長が必要と認める資料

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみやこ町コミュニティ助成事業補助金
については、みやこ町コミュニティ助成事業補助金 交付要綱第7条の規定により、下記
のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施主体
- 3 交付決定額 金 円

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住所 みやこ町

団体名

代表者氏名 ㊞

みやこ町コミュニティ助成事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったみやこ町コミュニティ助成事業について、下記のとおり変更したいので、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

記

事業の名称	
事業の実施主体	
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	年 月 日（予定）
変更理由	

添付書類：変更内容を説明する資料

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住所 みやこ町
団体名
代表者氏名

印

みやこ町コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったみやこ町コミュニティ助成事業について、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、補助金の概算払を請求します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付済額 金 円

4 今回請求額 金 円

5 残額 金 円

6 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 その他 ()			支店名	本・支店 本・支所 出張所	
預金種別	普通 ・ 当座					
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住所 みやこ町

団体名

代表者氏名

㊞

みやこ町コミュニティ助成事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったみやこ町コミュニティ助成事業について、事業を完了したので、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の決定内容

事業実施主体	
事業の名称	
交付決定額	金 円

2 実施事業の内容

実施期間	年 月 日開始～ 年 月 日完了
実施場所	
実施内容	
収支内訳	

3 事業実施の効果

--

4 添付書類

☐領収書の写し

☐一般財団法人自治総合センターの定める必要書類

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をしたみやこ町コミュニティ
助成事業については、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第11条の規定に
より、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施主体
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者 住所 みやこ町

団体名

代表者氏名 印

みやこ町コミュニティ助成事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があったみやこ町コミュニティ助成事業補助金について、みやこ町コミュニティ助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

金融機関名	銀行 金庫 農協 その他（ ）	支店名	本・支店 本・支所 出張所
預金種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)